

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	10番 小林 征男
11番 飛賀 貴夫	12番 白水 英至
13番 南里 正秀	14番 古賀ひろ子

欠席議員 (1名)

9番 脇田 義政

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 安川 茂伸

書記 太田 美和

書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木原 忠	副町長 ……………	高場 英信
教育長 ……………	佐々木壮一朗	総務課長 ……………	佐伯 剛美
危機管理課長 ……………	藤木 義和	財政課長 ……………	中西 敏光
まちづくり課長 ……………	原田 和幸	税務課長 ……………	松田 博幸
会計課長 ……………	瓦田 浩一	住民課長 ……………	八島 勝行
健康福祉課長 ……………	尾上 靖子	環境農林課長 ……………	工藤 正人

管財課長 …………… 矢野 量久 都市整備課長 …………… 安川 忠行
上下水道課長 …………… 藤井 則昭 学校教育課長 …………… 川畑 廣典
社会教育課長 …………… 飯西 美咲 こどもみらい課長 ……… 太田 一男

10時00分開議

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第3号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

欠席届が、9番、脇田議員から出ておりますので、御報告いたします。

なお、本日、本会議終了後に議会運営委員会を開催する予定であります。よろしくお願ひいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って、質問をお願いします。通告番号1番。12番、白水議員。

○12番（白水英至君） おはようございます。12番、白水です。

初めに、今回をもって退任される木原町長に、一言感謝の気持ちを述べたいと思います。長い間、本当にお疲れさまでございました。そして、ありがとうございました。今後は、第2の人生を謳歌してください。

それでは、質問に入りたいと思います。

質問は、健全財政とは何か。

健全財政を簡単に言い換えれば、歳入と歳出が釣り合って赤字がない財政だと思いますが、そんな簡単なことではないとは思っています。

基金残高が平成28年度から令和2年度まで5年間で約9億2,351万円と増えて、約22億6,691万円となりました。身を削る改革が結果を残したと評価しています。その一方で、行政サービスは低下しなかったのかお尋ねしたいと思います。

この5年間で身を削る改革が結果を残しましたが、予算の配分について、各課から不満などはなかったのかお尋ねしたいと思います。5年間で約9億2,000万円も積み立てるには、相当の苦労があったと思います。私は、職員の方が自分たちで作業をしているのを何度か見たことがあります。予算を削られているから大変なんだろうと、そのように思っていました。職員の方も、自分たちでできることは全てやろうと、そんな気持ちで頑張っていたと思います。しか

し、頑張るのも限界があると思います。職員のモチベーションの低下も気になります。各課の予算配分はどうだったのか、予算が少なければ住民サービスにも影響が出たと思いますが、住民からの苦情や職員からの提案や意見はなかったのでしょうか。担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） それでは、財政課のほうから答弁させていただきます。

まず、財政改革推進プランについて、若干説明をさせていただきます。

当町では、平成29年度から令和2年度まで、4年間を計画期間とする宇美町財政改革推進プランを作成し、中期の財政見通しに基づく財政改革を全庁的に取り組んでまいりました。本プランの改革方針としては、令和2年度までに財政調整基金の取り崩しに依存しない財政運営を実現し、基金残高を災害などの緊急の財政出動への備えとして、標準財政規模の20%程度を確保する。また、令和2年度まで臨時財政対策債を除く通常債の残高を平成28年度末残高から減少させることを掲げ、事務事業の見直し、収入の確保、繰出金の抑制、総人件費の抑制を進めてまいりました。

そういった中で、予算配分について、各課からの提案や意見等なかったかという御質問でございますが、当課としましては、毎年、各課の予算要求に対して査定をさせていただいており、その査定の中で、各課から提案、意見等を聞きながら予算編成を進めているところでございます。

また、予算の配分につきましても、扶助費等の義務的経費や一定水準の行政サービスはもちろんですが、危険な箇所の修繕や緊急性を要するような予算につきましても、優先して配分してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 次の質問に入りたいと思います。

この5年間で、自治会及び団体からの要望書の件数はどのくらいあったのか。それと、予算にしたらどれくらいの金額になるか試算したことはあるのでしょうか。

私が住んでいる自治会からも幾つかの要望書が出ています。環境改善、掲示板取替え、道路改良及び歩道改良、樹木撤去、ゾーン30やグリーンベルト、そのほかにも住民からの声としては、歩道周辺や施設の草刈りなどがあります。要望書の内容によっては警察署などと協議があるので、すぐにはできないものもあるのも分かります。危険箇所は、町全体ではたくさんあると思いますが、予算さえ組めればすぐにでも着工できる工事もあると思われます。要望書の件数、その内容の全てを試算するとどのくらいの予算が必要になるのか、それと、この5年間で事業廃止や縮小した数、そして、その予算はどのくらい削減できたのか、担当課にお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。都市整備課のほうでまとめて答弁させていただきます。

まず、道路関係、歩道整備、水路改修、舗装打換え、街路樹撤去等々でございますが、5年間で280件でございます。総事業費は把握できておりません。ただ、積残し分につきましては、未処理分で11億7,500万円との概算予算になります。

続きまして、公園につきましては、5年間で109件要望が出ておりまして、未処理の分につきましては11億4,500万円。これは、遊具の新設、広場新設、手すりの設置等、そういった内容の要望になります。

続きまして、環境農林課につきましては215件、これはほとんどが農業施設に関する要望で、農道、水路、防護柵等の要望になります。積残し分につきましては3,470万円ほどになります。

続きまして、社会教育課におきましては、毎年2団体から要望がありまして、その団体に所属する方々の要望の積み上げになりますが、これが216件というところで、施設の改修、備品の整備、また休館日を使用したいとか、グラウンドを明るくしたいとか、そういったような要望になります。この分の試算については、現在、ちょっと把握はできていないような状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 次の質問に入ります。

この5年間で住民の要望にどれだけ応えられたのか、お尋ねしたいと思います。

選挙運動が始まると、こんな文言を聞いたことがあると思いますが、住みよいまちづくり、住み続けたいまちづくり、住民サービスの向上、このような公約を掲げて立候補される方も多いと思います。私もその1人ですけども。

お尋ねしたいのは、健全財政と行政サービスは別問題でしょうか。行政サービスが低下していても健全財政と言うのでしょうか。執行部や職員の努力は認めますが、私は住民の代表ですから、どうしても住民の声や目線で考えてしまいます。私は、いろんなところに顔を出しますが、何人かの住民から言われた忘れない言葉があります「町は草を刈る金もないとですか。」本当に答えに困ったことを覚えています。雑草などが一番目立ちます。草刈りをしなかったら、心ないものがごみも捨てていきます。皆さんも我が家の庭に草がはびこったりしたら、刈ったり、抜いたりされると思います。誰しもが自分のテリトリーと言いますか、生活圏内が危険だったり、雑草がはびこったり、不衛生だったら愚痴も言うと思います。

こんな苦情もありました。私の地域ですが、公園などはコミュニティの方がきれいに草を刈っ

たり、樹木の手入れをされます。その横は町道で、河川沿いに通学路となっている歩道がありますが、雑草が伸び放題で、子どもの背丈くらい伸びているの也有ります。誰も草を刈りません。また、その河川の向こう側はコミュニティの方がきれいに整備されます。その間の歩道だけが取り残されているから余計にギャップがあり、目立つわけであります。

私から住民に対して、優先順位でやっていますからもう少し待ってくださいと、そういうふうにしかり言ひようがありません。しかし、いまだに草は刈っておりません。公共工事から見れば小さなことですが、こんなのがきっかけで、住民は町に対し不信感や不満がたまるわけでありまひす。

そこでお尋ねします。要望が100としたら、そのうち何%ぐらい応えられたのか。それと、健全財政と行政サービスは別問題でしょうか。行政サービスを怠っても健全財政と言えるのか、担当課にお尋ねしたいと思ひいます。

○議長（古賀ひろ子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼します。要望に対します実施率、処理件数を回答させていただきます。

道路関係280件中、処理件数200件、率としまして71.4%。71.4%という率になっていますが、道路関係につきましては、草刈りとか、木の伐採とか、側溝のがたつきとか、ほとんど70%程度は軽微なものになります。改修したとしてもごく小規模の、要は随契の範囲内というような希望がほとんど70%ぐらいにはなりません。

公園につきましては109件中99件、これは90%。公園につきましても、同じように草刈りというのが、ほぼそういったのが要望の件数になります。

環境農林課につきましては215件中195件、91%ではありますが、これもほぼ軽微なものになります。

社会教育課につきましては216件中、対応は53.2%というところになっております。制度の改正とか必要な内容とかになりますので、社会教育課についてはそういう率になります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼します。財政健全化と行政サービスというところの御質問でございますので、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、当町の財政状況につきましては、9月議会でも御報告させていただきましたように、健全化判断比率の数字からいきますと健全でございます。しかし、行財政運営が健全化ということになれば、特に先ほど説明させていただきましたように、財政改革推進プランの下、事務事業の見直しを実施したことで、行政サービスとしては廃止、縮小した事業もござひいますし、一方では、

その間に新たに実施した事業や事業規模を拡大した事業もございます。

また、平成28年度当時の予算編成状況は、基金を多額に取り崩しての予算編成となっており、基金残高も13億3,800万円で、数年後には10億円を切るおそれがあるなど、このまま同じ状況で推移すれば、一定水準の行政サービスが維持できない可能性すらあり、かなり危機的な状況から取組を始めましたので、現在の状況まで改善することは想定できなかったところがございます。

財政健全化と行政サービスについての御質問でございますが、当課といたしましては、今後も財政運営の健全化を維持しながら、事業効果や費用対効果、重要度や緊急度を総合的に判断し、事業の重点化、選別化を図り、行政サービスの向上に努めていく必要があると考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） これからも災害対策、施設の老朽化対策それに維持管理、ほかにも財源を必要とするいろんな問題を抱えていることは理解できます。しかし、常に町民の立場に立った町民サービスを提供していかないと、住民の心は離れていくような気がします。

よく聞く話ですが、各自治体の行政サービスを比較して、自分が住む自治体を決める人も少なくないと聞きます。地方自治体には、住民の生活を支えるという目的を起点に、幅広い取組に着手しなければなりません。

最近では、旅行がきっかけで地方の魅力に気づき、地方への移住を希望する若者が少しずつ増えておるそうです。今後の地方活性化が期待されているところでございます。宇美町に観光で来られた方が自然と歴史に魅力を感じて、移住していただけるような清潔で住みよいまちづくりを目指していけたらと思っております。

最後に、町長にお尋ねしたいと思いますが、何度も言いましたが、基金残高が増えたことは私は評価しています。私も住民の代表ですから、どうしても住民の声や目線で考えてしまいます。答弁は難しいと思いますが、質問の総合的な見解をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 議員のほうから財政に関しての総括ということでございますが、この8年間を振り返りますと、医療費の増大等による扶助費の大幅な増加や待ったなしで進行する公共施設の維持管理、子育てや教育に対するニーズの多様化あるいは高度化、人口減少問題、少子高齢化の進行への対応、災害の多発化に伴う防災・減災対策、そしてコロナ対応など、急激に変化する社会情勢を踏まえつつ、また、時代の進展や要請に即したまちづくりの具現化が図れますように、選択と集中を基底に据えながら、行財政改革の推進に取り組んできたところでございます。

その中で、先ほど来から御質問の中にもございました平成29年3月に策定をいたしました宇美町財政改革推進プランの運用等についてお尋ねがございました。この改革は、先ほど課長が答

弁いたしましたとおり、全課にわたって財源の確保や財源の使途、有効性の有無などに加えまして、事務事業にも及びまして、聖域なしで精査を行ったところでございます。その結果は議会にも御報告を申し上げ、議決や了承という形で御支援と言いましょいか、後押しをいただいたところでございます。

また職員には、新たな施策、事業の構築に向けました企画や、これは先ほど議員からもございました、やっぱり住民のニーズ、一言で住民でくくりますけども住民の皆様、宇美町も今、約3万7,500名、だたニーズはいろんな多様化と言いましょいか、だから住民のニーズと言ではなかなかくれない、だからそれを、やっぱりいろいろ肌感覚で、アンテナを高くしながら、そして今、何が緊急度か、優先度かという、そういう仕分けをしていかなければいけない。

そういう意味で、先ほど課長も言いましたけれども、新たな施策、事業、これは住民ニーズにかなったというか、よりニーズの多い、高い、そういったものを施策としてあるいは事業として構築をする、このようなことの企画でありますとか、現在、実施しております施策、事業の推進に係る、これをこのまま続けていいのか、あるいは新たな視点で、新しい視点を充てた事業に組み替えるのか、あるいは廃止をするのか等々、そういった判断など、職員には大変な負荷がかかったのではないかと、このように思っておりますが、組織といたしまして、しっかり結果を出していただき、大変うれしく思っている次第でございます。

加えまして、このプランと直接の関わりはありませんが、本当に厳しい財政状況の中で、町財政に大きな負担がかかります箱物施設の建設は、原則として行わない。そして、再配置計画に示しましたように、改修や統合、廃止も含めて、中長期的な視点に立ちまして、既存の公共施設の適正化を図りながら、さらなる有効活用を図っていくという方針の下で、町政の運営、経営に取り組んできたところでございます。

先ほど、冒頭に議員からもございました議員各位と私、こういった形で、定例会で対面して運営していくのも最後になるということでございます。そういった意味でも、来年3月には新しい政権が誕生いたします。議会メンバーも恐らく、今の現行でいくのか、メンバーが変わるのかはわかりませんが、新しい議会が誕生いたします。来年度は、現行の第6次総合計画の最終年度でありまして、新政権により第7次総合計画へ橋渡しをする非常に重要な年になります。次の政権には、今までにも増して限られた財源の有効活用を図っていただく中で、次期総合計画により、新たな宇美まちづくりに向けた取組が、組織一丸となって、また、議会と両輪となって進められますことを心より願っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 今後のまちづくり、もう大変だと私も思っております。ただ、住民フ

ファースト、これを心がけて、これからの運営をしていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 12番、白水議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号2番。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 皆さん、おはようございます。8番、黒川悟でございます。今期最後となる一般質問となりました。よろしくお願いいたします。

月日がたつのは早いもので、2期目の最後の定例会となりました。今期の半分はほとんどコロナに振り回され、今まで経験したことのない大変な時代となりました。当町も行事やイベントのほとんどが中止となり、町の活気もなくなり、生活様式も変わりましたが、医療関係者をはじめ、コロナ感染症対策に携わっていただきました職員の皆様の対応によってワクチン接種も進み、新規感染者の数はかなり少なくなってまいりました。しかし、このところ、新たな不安材料となるオミクロン株が世界で急拡大しております。予断を許さない状況であります。

また、半導体不足で関連製品の不足、ウッドショック、ガソリン高騰、石油製品の値上げ等の今後の物価上昇が懸念され、コロナ禍によりいろんなところで影響が出ており、コロナ克服、経済再生に向けた強い決意と具体策が求められます。今後、政府において日本再生に力強く推進することを期待するとともに、1日でも早く地域経済の活性化、町のにぎわいが戻ることを願い、質問に入ります。

それでは、まず1つ目の質問ですが、長期化するコロナ禍で傷んだ経済を立て直し、ポストコロナを見据えた成長戦略が不可欠であります。その具体策として、社会全体を効率化するデジタル化であります。コロナ禍で浮き彫りとなったデジタル化の遅れを解消するため、本年9月にデジタル化推進の司令塔として、デジタル庁が発足しました。国民本位の行政サービスや手続の簡素化、効率化が求められる中、行政の基盤となるマイナンバーカードの普及が大きな課題となっています。

今回は、マイナンバーカードの普及に向けた当町の取組について質問してまいります。

マイナンバーカードは、オンラインでの行政手続を可能にするほか、将来的には、健康保険証をはじめ、運転免許証等と一体化するなど、1枚のカードであらゆる証明が可能になります。政府は2020年度末までに、ほぼ全国民が取得することを目標にしていたましたが、今現在、大変厳しい状況であります。10月1日現在の状況ですが、カードの交付率は38.4%とまだまだ低い状況であります。今後、さらなる推進が必要であります。

そこで、マイナンバーカードの普及促進とコロナ禍で落ち込んだ消費の回復を同時に進める政策として、1人最大2万円を付与するマイナポイント事業が、令和3年11月19日、閣議決定

されました。この取組により、カードの普及をさらに加速させるとともに、社会全体のデジタル化に付与するキャッシュレス基盤の拡大も推進する方向であります。さらには、デジタル化に向けた社会変革の取組を一人一人の生活において浸透させ、コロナ前よりも便利で豊かな生活を実感していただくために、幅広いサービスや商品購入などにマイナポイントを活用していただくことで、消費喚起につながることを期待されております。

そこで、平成28年1月よりマイナンバー制度が本格的に運用開始されてより今日まで、当町のマイナンバーカードの普及の状況をお伺いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） まず、当町のマイナンバーカードの普及状況ということでございますが、当町におきまして、マイナンバーカードの交付率につきましては、平成30年3月末の時点で8.16%であったものが、コロナ禍における緊急経済対策として実施されました特別定額給付金の10万円給付のオンライン手続やマイナポイントの付与等のインセンティブ効果もございまして、本年11月30日時点では36.7%と大幅に増加している状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 運用開始当初は普及率が伸びずに、非難も大変多く、なかなか進まなかったのが現状であります。今年度に入り、マイナポイント事業第1弾が行われ、普及率も若干上がったのではないかと考えております。

そこで、今回、また新たにマイナンバーカード新規取得者に対して、登録したキャッシュレス決済サービスで利用した金額の25%、最大5,000円分が還元され、取得に加えマイナンバーカードを健康保険証として利用できる手続をした人に7,500円分、そして、公的な給付金などを受ける口座を登録した人にも7,500円分のポイントが付与されるということで、コロナ禍で行政デジタル化の遅れが浮き彫りになりましたが、マイナンバーカードの利用で、役所の手続が円滑になれば利便性も高まります。この取組によって普及率の向上が期待できますが、今後の動向をどのように考えるか、答弁をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 新たなマイナポイントの事業について、議員がおっしゃられるとおり、11月19日の閣議決定で実施が予定されております。この事業につきましては、先ほど概要を申されましたが、マイナンバーカードを取得された方に最大で2万円相当のポイントが付与されるというものでございます。この計画が発表された直後、窓口においても5%か10%ほど交付の申請が多くなった状況でございます。

今後、この事業が順調に進みますと、これを契機にしまして、マイナンバーカードの交付率が順調に伸びますと、オンラインによる行政手続やマイナンバーカードの健康保険証としての利用

についての基盤が整うことと考えております。

さらには、新型コロナワクチン接種証明書の電子版の取得、それから、給付金等の迅速な受け取りが可能となるなど、各種手続の効率化やコストの削減にもつながるものと期待しております。

今後、本事業の詳細が分かり次第、速やかに広報活動を行い、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） マイナンバーカードの取得も徐々に進んで、さらなる推進をしていただきたいと思います。マイナンバーカードでメリットがあるというのは間違いないことですので、さらなる推進ということで、このマイナンバーカードの普及のためには、やっぱり役場に来られた方に対して、周知の方法としていろいろありますが、例えば役所で待っておられる方、待機しておられる方、そういう方にチラシを配ったりとか、場内放送をして、マイナンバーカードを取得されましたかとか、そういうお声がけをするのも1つの推進を促す、普及の後押しになるんじゃないかと思っておりますが、その辺はどのように考えてありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） マイナンバーカードの普及活動につきましては、町の広報誌とか、ホームページで広報はしておりますが、そのほかにも、今、議員がおっしゃられました、窓口に来庁された方に対して、マイナンバーカードの普及啓発のチラシを配布したり、ロビーでお待ちの方につきましては、その話の中で申請のお手伝いをやっておりますのでいかがでしょうかと、お時間のある方については、せっかく来てありますので申請について勧奨するなど、そういった活動を行っております。

ただ、館内での放送につきましては、今のところ、まだ行っておりませんが、折を見まして、そういったことについても取り組んでみたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） ぜひよろしく願いいたします。

マイナンバーカードの交付率の高い自治体は、独自の商品券やポイントの付与などの取組をしております。お隣の須恵町も町独自のサービスを行っております。確かクーポン券じゃないかなと思ってるんですけども、普及率が物すごく上がっているということを聞いております。当町もそのような独自の推進できるような、後押しできるような政策というのはどのように考えてありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 今の須恵町の取組、これにつきましては、私どもは承知していたところでございますが、このマイナンバーカードの取得者に対して商品券等のインセンティブを付与

することについて、議員がおっしゃられるとおり、普及促進を図る上で効果的な手段の1つと考えられます。しかしながら、実施に伴う財源の確保、それから、商品券の発行や換金等に係る事務負担が課題となっております。

当町におきましても、コロナの交付金を活用した同様の事業の実施について検討をいたしましたところでございますが、同時期におきまして、商工会のプレミアム付き商品券やペイペイを使ったキャッシュレス決済の推進事業などが実施されておきまして、その他の事業と比較考慮をす中で、インセンティブを付与した事業の実施については見送ることとしております。

ただ、当町におきましてマイナンバーカードの普及促進の取組といたしましては、先ほど申し上げました窓口での啓発活動のほかにも、平日に来庁することができない方のため、毎月、第2日曜日と第4土曜日の午前中に休日交付窓口を開設し、また、毎月5日と25日には、夜8時まで開庁時間を延長しております。こういった取組によって、マイナンバーカードの普及に努めているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） その次に質問しようと思っておりました答えまで言っていただきました。ありがとうございました。

出張窓口とか、日頃、昼間に行けない方のための窓口をと思っておきまして、その質問をしようと思っておきまして、お答えいただきましてありがとうございます。ぜひ、幅広く手続きがしやすいような体制を取っていただきたい、このように思っております。

さらに、誰一人残さないデジタル社会の実現のために、デジタルの活用不安がある高齢者の方や障がい者の方、情報弱者の方への対応はどのようにしてありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 先ほど、窓口の取組を紹介させていただきましたが、もう1つございまして、12月議会で予算要求させていただいておりますマイナンバーカードの交付申請受付用のタブレット端末とか、そういったものを今後導入いたしまして、今、窓口で行っているサービスのほかにも、自治会とか、企業とかの人が、何人か申請が見込まれるようなところに出向きまして、出張申請受付サービスというのも今後展開しようと考えているところでございます。なかなか寄り合いの場所とか、そういったところの調整は難しいかと思いますが、小さいところから徐々に広めていきたいということで取り組んでいきたいと思っております。

それから、今の御質問の高齢者や障がい者などへの対応ということでございますが、マイナンバーカードの交付の申請につきましては、紙での郵送での申請のほか、オンラインでの申請もできるようになっております。高齢者や障がいのある方とか、そういったデジタル手続きが難しい方に対しましては、先ほどちょっと触れましたが、役場に来られた方に対しましては、窓口でオン

ライン申請のお手伝いを全て行くと、写真の撮影から申請情報の入力、それから、データの送信、そういったところまでを窓口で全部完結できるようにサービスを提供しております。

また、先ほど申しました出張申請の受付についても、申請書を書くのは難しいところも、全て役場の職員が代行するような形でサービスを提供しようということで計画しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 出張窓口の件も、そして、情報弱者の方の対応もできているということで安心しました。

マイナンバーカードを取得しても、手続の必要があります。私もマイナンバーカードを取得したんですけども、じっとしとって5,000ポイント入ってくるかと思ったら入ってこないんです。やはり申請手続がいて、そして、最終的にはペイペイとか、ああいったものにチャージして初めて付与されるということが分かりまして、なかなか分からない方が多いと思うんです。その辺も親切に教えていただいて、していただければ、皆さん喜ばれると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますけども、デジタル化が進み、マイナンバーカードの普及が進めば、行政サービスや手続が簡素化され、効率化も期待できます。例えば先ほど出ましたけども、特別定額給付金給付事業がありましたけども、こういったものも、マイナンバーカードの普及が進んでいけばスピーディに進み、経費の節減にもなったのではないかと思います。総括して、デジタル化の推進、また、マイナンバーカードの普及促進に向けての当町の今後の見通しと見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 議員が冒頭におっしゃられましたように、国のほうでは、デジタル庁を新たに設置して、デジタル庁を司令塔として官民のサービスの向上、それから、業務の効率化に向けて各種行政手続のオンライン化、それから、オンラインの利用率を引き上げるなど、様々な取組を推進されております。

当町におきましても、国が示される目標の時期に基づくロードマップや方針にのっとりまして、デジタル化に必要な基盤整備を行い、業務システムの標準化の準備を計画的に進めているところでございます。このデジタル化が進みますと、行政手続をワンステップで完結できる環境が整備され、手続の簡素化や効率化につながるものと考えております。

マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認を行うことができ、デジタル社会の基盤となるものでございます。今後もこのマイナンバーカードの利便性や安全性を周知し、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 役所に行かなくてもあらゆる手続ができる社会の実現のために、デジタル化のさらなる推進と、また、マイナンバーカードの普及は欠かせません。今後、普及促進を強く求めて、1つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 続けてどうぞ。黒川議員。

○8番（黒川 悟君） それでは、2つ目の質問に入ります。「死亡者の手続きにワンストップ窓口の設置を」と題して質問させていただきます。

身内が亡くなった際の手続は、御遺族の悲しみの中で行わなければなりません。その手続は、申請の種類も関係窓口も多くて大変です。御遺族にとって、手続そのものの負担だけでなく、心の負担にもなっています。

2016年5月に、大分県別府市では職員の提案から、おくやみコーナーを開設し、御遺族の悲しみに寄り添い、手続を一括して進めるサービスを実施しています。ワンストップ窓口を設置することにより、住民サービスの向上を目指し始めた取組が、職員にとっても、各窓口での対応の短縮にもつながっているということでもあります。

当町でも、御遺族支援と業務改善となる、おくやみコーナーを開設すべきと考え、今回、端的に質問してまいります。

まず、当町に提出される死亡届の件数は、年間どのくらいあるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 住民基本台帳の年報による数字でございますが、平成2年の1月から12月までの1年間で368人でございます。

参考に、令和元年度は384人、平成30年は366人で、3年間の平均では、1年間に約372人となっております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） それでは、死亡に伴う申請書の種類は何種類くらいあるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 役場関係になりますが、部署としては9課にまたがります。全部で約70種類の手続がありますが、個人の実情によって、実際に手続が必要な方については差が生じるところでございます。

例えば75歳以上の方が介護サービスを受けてると、そういった方が亡くなった場合については、約10種類程度の手続がございます。逆に30代の若い方が亡くなって、扶養家族がないという場合には、役場での手続がないということも想定されるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） それでは申請書の提出窓口、この窓口は幾つに分かれてるんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 申請書の提出については、それぞれの事務を所管する部署になりますので、最大で9課にまたがる可能性も考えられます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） やはり、結構複雑な手続になると思うんですけども、死亡に伴う申請の手続の流れと対応時間はどのくらいかかるんでしょうかね。人それぞれ違うんでしょうけども最大でどのくらいかかるのか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） まず、手続の流れでございますが、まずはお亡くなりになられた場合は初めに死亡届の提出がございます。これについては、大体30分程度の時間を要しますが、この手続についてはほとんどの場合、葬儀社の方が代行されることが多くて、御遺族の方の負担はこれについてはないと思っております。

ただ、葬儀が終わられて後日御遺族が来られる際には、それぞれの窓口で手続を行っていただく必要がありますが、当町におきましては死亡届が提出された後、住民票のシステム情報を活用しまして関係部署がどこなのかというのを役場の中であらかじめ把握し、それぞれの部署において近日中に御遺族来られますので、手続があれば準備をしておいてほしいということで情報を共有しております。

それに基づいて手続を行っていただきますので、それぞれの部署で、複数の手続があれば1か所40分程度かかることもありますが、あらかじめ準備してる部分もございますので簡単な手続であれば二、三分で終わるといったところもございます。

ただ、高齢の方が、先ほど言った10種類程度の手続がある場合は、長い方で全体で約2時間程度かかることもございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） その中で、直筆で記入せな、ほとんどせないかんのかどうか分かりませんが、直筆でしなければいけないものはどのくらいありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 基本的に、全ての申請書についてはお名前書いてもらうことになってますが、ただ、書いていただく内容については、主に亡くなられた方の氏名、住所、それから手続に来られた方の氏名、住所でございます。

種類が少なければ二、三分で手続は終わりますけども、やはりお一方で何枚も書かないかんといいこともございますので、そのときはやっぱりそれなりの時間を要する状況ではございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 死亡に伴う手続で、遺族が求められるのは、やっぱり手続の簡素化を求められると思います。手続の簡素化は、御遺族の支援に限らず重要な住民サービスとなります。

千葉県船橋市では、高齢者や字を書くことが困難な方への支援として、身分証明書の提示などで必要事項を聞き取り、モニター画面で一緒に確認しながら端末に入れていくコーナー、通称、書かないコーナーが設置されている。これにより手続の漏れを防ぐことができると。

そこで、今後、マイナンバーカードのさっきお話ししましたけども、マイナンバーカードの活用により手続の簡素化ができるのか、メリットはマイナンバーカードによってこの手続に対するメリットがあるのかどうか、見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 先ほど、デジタル化の推進によってということをいろいろお話しさせていただきましたが、この亡くなった方の手続に関しましても、国では御遺族が行う各種の手続についてワンストップサービスの導入を目指しておるようでございます。

具体的には、各種の行政手続を見直して遺族が行う手続を削減し、また、故人の生前の情報をデジタル化しておいて、死亡や相続の手続の負担軽減をすることが想定されているようでございます。仮に、これらのことが全て実現すれば大幅に手続の簡素化が図られるものと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 2019年11月19日付の新聞に掲載された記事なんですが、葬儀後の役場での手続は煩雑だ、個々の状況によって違うが最低でも5つから7つ、多い場合は30以上の届出に10以上の窓口を回る。こうした手続を一括して、手助けする窓口の開設が静かに広まっている。

その先鞭は、大分県別府市、2016年5月におくやみコーナーをスタート、その後、三重県松阪市、愛媛県松山市、兵庫県三田市、神奈川県大和市の各市が同様の窓口を開設した。また近隣でも、宗像市や古賀市等も同様の窓口を開設していると聞いています。

別府市のコーナーでは、まずお客様シートに死亡者の氏名や生年月日などを書き込んでもらう。職員がデータを入力すると必要な手続が導き出され、関係書類が一括して作成される。遺族は、その課でどんな手続をするのかを記した一覧表をもとに説明を受け窓口へ。

死亡者の情報を伝えられた各窓口では、事前に準備、窓口でお待ちしましたと迎えられ、体が不自由な方の場合は職員がコーナーに出向くこともあると。これによって、必要な時間は3割から5割短くなったのではと担当者は語る。

これはちょっと、人口も12万人、利用件数は1,500近いということで、これを3人の専

任者が担当して大がかりなシステム改修もないと。事前の書式作成と関係部署への徹底によって運用していると。市民の負担軽減への熱意と知恵が行政改革の源であることを改めて思い知らされたという、そういうコラムの内容でした。

また、神奈川県大和市では、コーナー専任のご遺族支援コンシェルジュを配置し、各窓口の申請に同行する支援も行っている。

各自治体によって、人口も実情も違います。その自治体に合ったワンストップ窓口の設置をすることにより、御遺族が死亡の手続を行う際の負担を軽くでき、窓口業務の時間削減にもつながるおくやみコーナーを当町も開設すべきと考えるが、見解のほうをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 近隣でおくやみコーナーを設置しているところについて、糟屋地区内だけでございますが確認したところ、議員がおっしゃられました古賀市と、それと粕屋町も設置されてあるということでございます。

状況という、先ほど御紹介ありました別府市とか大きな自治体、古賀市は市でございますが人口規模的にも別府市とはちょっとやっぱり違うということもありまして、その別府市が言われるほどのメリットはないのかなというような感想ではございました。ただ、当然来られた方が1つの窓口で手続が完了するというのは、非常に魅力的なものとは考えております。

当町ではどうかというところでございますが、最近、窓口の改修を行いましてきれいに環境を整えておりますが、物理的な制約がございまして専用のコーナーを設けるというところはなかなか難しいとは考えております。

ただ、今も少し取り組んではおりますが、お亡くなりになった方の情報をあらかじめ収集し、その上で事前に準備するという取組と、現時点ではできておりませんが申請書の書式を書かなくても済むような取組ですね、これについてはまだ宇美町ではちょっと導入しておりませんので、今回質問を受けまして、おくやみコーナーについても改めて勉強させていただきまして、先進地のやり方とかですね。今、国のほうでおくやみコーナーの支援ナビとかいうシステムを開発してあります。そういったものを参考にしながら、窓口事務の改善に努めていきたいと思っております。

現在、庁舎の1階の住民課、健康福祉課、税務課、それと財政課ですね、収納担当の。この4課の窓口におきまして、係長級になりますが、窓口事務の改善についてみんなで協議していこうというような取組を行っております。

その中で、このことについても議題に上げさせていただいて、既に取り組みかけているところもございまして、さらに便利な効率的な窓口ですね、サービスが向上するようなことについて検討を進めていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 前向きな答弁ありがとうございました。やっぱり自治体に即したやり方でやるのが一番ベストじゃないかなと思ってます。ぜひとも御遺族の負担、心の負担を軽減できる住民サービスとなるような手続の簡素化、並びに業務改善につながるおくやみコーナーが設置されることを期待いたしまして質問を終わります。

最後に、木原町長に一言申し上げさせてもらいます。

今期で勇退されるということで大変残念でありますけども、思えば、記念すべき町制施行100周年という節目のときに、8年間、木原町政とともに緊張感を持って仕事をさせていただき、大変にありがたく思っております。

コロナ禍で全てのことは網羅できませんでしたが、町長が宇美町を愛する気持ちと私も同じ思いであります。宇美町のため、また一生懸命をモットーに今日まで私も進んでまいりました。今後とも、引き続き町のために御助言、御指導を切にお願い申し上げ、本日まで大変にありがとうございました。そしてお疲れさまでした。終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 8番、黒川議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから11時10分まで休憩に入ります。

10時57分休憩

.....

11時10分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号3番。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 日本共産党の入江政行です。木原町長におきましては今期で勇退ということで、私、同級生でありまして、もっと議会の中で議論を交わしたいと、非常に残念に思っております。今までの活動、活躍に対しまして敬意を表したいと思っております。

また、職員の方々におきましてはコロナ禍の中で、非常に厳しい状況の中で職務に当たられたことに対して感謝を申し上げます。私につきましては、1期4年間があと数か月で任期満了となります。今までの経験を糧に次に邁進していきたいと思っております。

質問に移らせていただきます。今日は2つの課題に質問させていただきたいと思っております。

初めに、「建設残土による盛土が引き起こす災害対策は」ということで質問に入らせていただきます。

今年の7月3日に発生した熱海市の土石流被害事故は、死者26名、行方不明者1名の大惨事となっております。これは、違法盛土が大雨で崩落し、土石流となって一気に流れ出しましたこ

とが原因になっております。熱海市に届け出ていた盛土の高さが、15メートルを大幅に超える50メートルと不適切な状態であったと言われております。

また、遺族の方々については、この殺人盛土と呼ばれております。またこの所有者についてテレビで報道がありましたけど、殺人の容疑で今調査しているところでございます。

国交省によりますと、建設残土は毎年2億9,000万立方メートル、東京ドームの230杯分も発生しているということが報道されております。盛土被害は各地で発生しているにもかかわらず、これを規制する国の仕組みがないというところでございます。

質問に入りますが、当町において建設残土による盛土がなされてる箇所は何か所存在するのか、また危険箇所があるのか答えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。一般的に残土と申しますのが、正式には建設発生土と言いまして、建設工事や土木工事などで建設副産物として発生する土のことを言います。

この残土を利用し、盛土がされている箇所についてのお尋ねでございますが、一般的に開発行為等を伴う造成工事等では、造成計画により切土の部分、盛土の部分进行调整し、極力、土砂の搬出がないように計画をされているところです。

また、福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例によりまして、事業者が盛土や土砂埋立てを行い、その土地の面積が3,000平方メートルを超える場所におきましては福岡県知事の許可が必要となっております。しかしながら、事業者がどこからどのような残土を持ち込んでいるか、また危険箇所であるかどうかについては分からないのが現状であります。

あと、町内で建設発生土の受入れを行っているのは、碎石場の1か所でございます。こちらについては福岡県の許可を得て受入れを行っておりまして、それ以外については受入れしてるところはないと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 宇美町におきましては光碎石ですか、あそこに土が搬入されてるということで、ほかのところはないという解釈でよろしいわけですね、はい分かりました。

福岡県土砂埋立て等による災害発生防止に関する条例は、先ほども報告がありましたけど1事業者が盛土や土砂埋立てを行い、その土地の面積が3,000平方メートルを超える場合、知事の許可を受けるよう規定をされています。無許可の埋立てや悪質な違反行為に対して、抑止力に限界があるということで国も動き出し、盛土による災害防止に向けた総点検が実施されることとなっていると。

あと、2番目の質問なんですけど、盛土についてどのような経緯があったかということなんで

すけども、宇美町は碎石場以外はこういった盛土がなされていないということなんで、これはちょっと省略していきたいと思ひまして、今の碎石場についてももう少しちょっと詳しく話していただければと思ひてます。よろしくお願ひします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼いたします。この井野山の碎石場につきましては採石法、それから森林法に基づきまして、碎石を取ったところに、削ったところですね、ここに、法律の中で原形に復旧しなさいというのがございますので、それを盛土によりまして元に戻す、復旧しているという状況でございます。

ここににつきましては、元々3業者が入っておりまして、その3者全体で最終的な埋立ての量につきましては、341万7,125立方メートルという結構な量のものが最終的に今計画として埋め立てる予定ということで今届け出がっております。

今現在、このうちの278万1,459立米の土量が入っておりまして、全体の81.4%が元に戻っているという状況でございます。現時点では、この最終の埋立て期間、これ今届け出が分る分でございますと令和12年の12月で全ての埋戻しが完了するというようになっております。

今、議員も危険性のことで御心配なされておりますけども、この碎石場の埋立てにつきましては、先ほど都市整備課長のほうからもありましたが県のほうが許可をしているということもございまして、年間のパトロールを業者に委託をしております、年間で言いますと32回、現地のほうで確認をしていっておると。そして、状況報告書というのを上げてもらって、県のほうでその都度確認をしていっております。

それから、もう1つ、現在盛土した部分ではなくて削った部分のところで、そのまま長期間放置されておったところがありまして、一部危険箇所というのがございまして、そちらについて地主さん等のほうで防災工事が実施されております。

その関係もありまして、その防災工事の現地の確認等もという意味も含めまして、県、それから町のほうも何度かその工事の部分については現地を確認に行っております、そののり面の保護工事が主な工種になりますけども、それも今順調に進んでいっております、この碎石場の今の盛土の部分については危険性は今のところはないというところ聞いておるとございまして。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） はい、分かりました。それで、碎石場の盛土、土砂埋立てをされてるんですけど、そういったその土に関してどういった種類なのか。例えば危険物が入っているのか、また人体に影響がある化学薬品なのか、そういったものについての点検はされてるんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 一般的には、そういう危険物に関しましてはふるいにかけて、

そういうものを除いたところできちんとした残土を受入れをしているというところで聞いております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） はい、分かりました。

県と市町村は把握した盛土のうち、国が重点箇所と位置づけた盛土について許可、届出等の内容と現状の相違などを現地で点検するとしています。現時点で、これ福岡県内なんですけども、土砂災害警戒区域は約1万8,000区域、山地災害危険地区は約6,000地区、大規模盛土造成地は約5,000か所となっております。平成12年以降に形成された盛土について点検することとなっております。

そこで質問に移りますが、国及び県と市町村は盛土については点検するとなっておりますが現在の点検の進捗状況、分かる範囲でよろしいんですけど答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 本年7月に発生しました静岡県熱海市の土石流災害を踏まえまして、国のほうから都道府県に対しまして盛土による災害防止に向けた総点検の通達がっております。

その中で、重点点検対象エリア及び重点点検箇所としまして、土砂災害警戒区域の上流域や、それから山地災害危険区域の集水区域及び地区内、それから大規模盛土造成地などですね、これらのエリア及び箇所にある盛土を把握するように依頼がっております。福岡県において、作業を現在行っているところです。その中でも、通達の前になります平成29年より福岡県では宅地耐震化推進事業としまして、大規模盛土造成地の滑動崩壊対策というのが行われております。

まず、大規模盛土造成地についてですが、盛土をした土地の面積が3,000平方メートル以上、または盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上が該当します。

進捗につきましてですが、福岡県が調査を行いまして、第1次スクリーニングとして、大規模盛土造成地の所在マップの作成及び公表が既になされております。このマップにつきましては、現状の地形図と造成前の地形図や航空写真を重ね、造成地を抽出し作成したものでございまして、町内に分布します大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模が示されております。町内では78か所が対象となっております。この対象箇所が必ずしも危険であるということは現在のところ分かりませんので、その分は御注意いただきたいと思っております。

ちなみに、この当該マップにつきましては令和元年7月に県のホームページで公表されております。多くの方に大規模盛土造成地が身近に存在することを知っていただき、防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減につながる防災まちづくりに生かしていくことを目的として公表さ

れているところでございます。

次の段階としましては、第2次スクリーニングとしまして町が今度は実施する必要があります。さきに県が抽出した大規模盛土造成地につきまして、ボーリング調査等の地質調査等、安定計算等を行い、滑動崩落の恐れがある造成地を判断、抽出するものでございますが、これを来年度までにどの造成地から実施していくのか、その優先順位の位置づけ、その計画の作成が必要になってきますので、そこに向けまして来年度事業計画を進めていくこととしております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 建設残土は安全な土木資材であり、産廃ではないとされまして規制する法律がございません。しかし、残土は産廃と同時に逆有償取引である建設産廃物と言えます。全国的に残土捨て場は、土砂崩落事故、自然破壊、水質汚濁などを起こしており、もはや自治体の土砂条例では対応しきれなくなっているということです。また、残土は法律上は廃棄物ではなく資源であり、この一部活用できないかという質問なんですけど、宇美町におきましては、こういった建設残土が搬入されていないということなんで、一般的な答えで構わないんだけど、どういったものに活用できるかということをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 建設発生土は、埋立てや盛土の材料として土地の造成などに利用できる有効な資源でございます。資源の有効な利用の促進に関する法律等におきましても、再生資源としての利用を促進することが特に必要な建設副産物というふうにされております。特に、官民有効利用マッチングシステムを用いました建設発生土の工事間利用や、建設発生土をふるい分け、異物除去、粉碎等を行って、固化材を加えて改良土として、埋戻し材の活用など再生資源として、現在一部利用されているというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） よく分かりました。建設残土については、自治体によって対策はばらばらなのが実情です。残土の管理についての取決め、いわゆる残土条例が自治体にあります。一般財団法人地方自治研究機構のまとめによると、土砂埋立て等の規制に関する条例、いわゆる残土のない都道府県は26自治体あります。不適切な残土の処理が集まってという懸念がございます。

そこで質問になりますけども、残土処理のため盛土が行われ、人災とも言われる災害が起きている。これ早急な法規制が必要と考えますけども、その件についてお答えできませんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 当町におきましても、盛土という行為に対しましては、適切な指導及び規制が必要であるというふうには考えております。現在は、都市計画法による開発許可制

度や福岡県土砂埋立て等に関する災害の発生の防止に関する条例が、そのための根拠法令でありまして、規制の手段として挙げられます。この法律によりまして、県が所管します対象となる地域につきましては、許可申請制度となっているため、一定の基準を満たさない限りは許可することができないようになっております。また、許可後に不正があった場合につきましては、当然ながら許可の取消しとか罰則とかもございます。

全国的に見てみますと、全国知事会では今回の静岡県熱海市における災害を受けまして、国に対して法整備の要望をなされたと聞き及んでおりますので、町として福岡県や関係機関と情報の共有を図りながら、現在は連携できるところは連携して、指導等を行っていくというふうなことで対応していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 本当ありがとうございました。次の質問でいいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 続けてどうぞ。

○5番（入江政行君） じゃあ2番目の質問に移らせていただきます。

次の質問は、「貴船ガーデンヒル地区水道工事費に関する請願書取扱協議の在り方を執行権者に問う」という議題で質問していきたいと思っております。

貴船ガーデンヒル地区貴船五丁目から、水道工事費の住民負担低減とコロナ禍の経済的困窮に配慮した長期支払期限の設定に関する請願書が出されようとしていました。この工事費の低減は、工事のうち原田地区から貴船入口間の本管工事についての低減の要求ということです。請願が提出されようとしていましたが、古賀議長、南里副議長、飛賀議員、執行権者である高場副町長、藤井上下水道課課長、藤木元上下水道課課長、小林議員、安川議会事務局長、中山貴船区自治会長出席のもとで会議が開かれ、請願を取下げの旨の話し合いが行われ、その結果として貴船ガーデン地区は議会への上程を断念しております。

請願権は、日本国憲法第16条に定められ、認められております。この請願権は、日本に住まわれる外国人も含んでおります。請願取り下げに関し、町民、住民の意見、要望を抑止する行為は議会に携わる者のなすべき行為ではないと考え、古賀議長宛てに意見書を提出しております。

また、中山自治会長にも、請願取り下げの経緯について話を伺っております。

この執行権者である高場副町長がこの話し合いに参加されたことに私は違和感を感じております。そこで質問に移りますが、執行部はなぜこの会議に参加するのか、意図するものは何か、副町長の考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 一言で申し上げますと、特に意図するものはございません。（発言する

者あり) まず、結論で言いますと、特に意図するものはございません。今、若干説明させていただきますけれども、議員御案内のとおり貴船地区における町の上水道事業の給水に関する協議、これは長年にわたって行われてきております。自治会との協議の経過、それから町の自治会に対する負担の軽減方針等々については、常々、全員協議会においての説明、それから昨年的一般質問で掘り下げた討議と申しますか質疑もさせていただいておりますので、議会のほうでは一定の御理解をいただいているのかなという認識はしております。

今回、会議と申しますか、いわゆる打合せ、話し合いと申しますか、これに私が同席した、私と申しますか執行部のほうが同席したという内容につきましては、この請願書が5月に出されまして、出されようとしたという表現を今ちょっとされていましたが、実際にはこれ受理はされていると思います。一旦受理されたこの請願書の内容におきまして、自治会とこれまでずっと図ってまいりました合意内容について、双方に認識の齟齬がないのか、お互いの考えを確認をさせていただこうと。そして、あるいは、共有する機会を得られれば良いかなというふうに考えて出席をさせていただきました。

以上です。

○議長(古賀ひろ子君) 入江議員。

○5番(入江政行君) 私も自治会長に詳しく話聞いたんです。威圧的な行為はあったのかと聞きましたら、私は感じ得なかったと。でも、ほかの方だったらちょっと威圧的に感じるだろうという意見は聞いております。

そこでまたちょっと、次の質問に移ります。

請願書を拝見したところ、特別、常識的に考え大きく逸脱した請願ではないと考えます。それとも町に大きな損害になるのか、それであれば通常どおり議会に上程し、議論を尽くし、賛否を問うべきと思います。取下げの行為は町民、住民の民意を踏みにじる行為であり、町民の利益を阻害し、倫理的に見ても不適切な行為と私は考えます。

そこで町長に質問いたしますが、協議の結果、請願は取下げとなりましたその会議に副町長が執行権者として参加したことについて、行政のトップであります町長、また執行権者としての町長の考え方を聞かせていただけますか。

○議長(古賀ひろ子君) 木原町長。

○町長(木原 忠君) 執行権者としての私の見解をとということでございます。

副町長がその会議、会議というよりも、その私のイメージとしては会議というよりも打合せという、そういうようなイメージでおるわけでございますけど、当然、副町長が会議に出るまでにはこれこれこういう内容で、この打合せに参加をしますという報告も受けておりますし、その結果として先ほど副町長答弁にもございましたように、貴船自治会と町のいわゆる水道、水の問題

については、本当に長い時間をかけてお互いにキャッチボールをしながら詰めてきましたし、自治会において非常に不明な点等あれば、当時の担当課長とか出向いていきまして、より自治会が円滑に日常の快適な生活につながるような形で、アドバイスをしたり助言をしたり、あるいは情報を提供したり、そういう形で長年キャッチボールでやってきた。

圧力、圧力という言葉がちょっと先ほど来、聞かれましたけれども、町として圧力をかけるということはこれはとんでもない話で、それとましてや法にもありますように、議員がおっしゃられますように、請願を取り下げるように強要するとか圧力をかける、これはまたもってのほかで、そういった認識はもともと我々は全くございません。

そして、貴船のほうからも、やっぱり自治会、自治区の区民の方々の総意、恐らく総会等で決定した事項を文書にまとめて出された要請ですので、それは真摯に受け止めて協議はしていかなければいけない。そのスタンスは終始一貫して変わらなかった。

ところが、途中、やっぱりいろいろ打合せの中で、自治会としての新たな要望とか、あるいはまだ不明点についての質問とか、そういうような別のテーブルでのキャッチボール等もありましたので、これはもうきちっと経済的なこともありますし、ましてや生活にかかる体制整備の話でございますので、非常にこと重要であるから、齟齬がなにもないままに、あるいは行政が考えている内容といわゆる享受を受ける地区住民の方々の理解、認識がまた異なる中で、いわゆるその請願があっても、話がまだ整っていきませんので、事前の町としての考え方これについて一応、再度御説明を申し上げて、そして、ああそんなはずではなかったとか、それは違うやろとかいうようなそういった齟齬が出ないような形で、改めてまた御提示を申し上げるといふ、そういう話し合いの場ということで出向きますという報告を受けましたので、それはもうぜひと。で、お互い、そこら辺のいわゆる理解認識の齟齬がないようによろしくということ、私としては副町長の参加を許可したというか、逆に頼むという形をお願いをしたと。私の認識ではそういうような形でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） よく分かりました。でも、この請願というのは、やはり住民に権利であるわけですから、もしその話合いするんでしたら、全員の議員が集まった場所で、全員協議会でも話合いはできるわけですから、特定の人がやることになると、やっぱり圧力と感じとれるんですよ。だから、今後はそういったものに気をつけていただきたいと思っております。

これで質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号4番。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番、丸山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の一般質問、最初の質問は、「日本遺産を生かしたまちづくりを」と題し、昨年6月に日本遺産「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」に追加認定された、宇美町がその8割を占める国の特別史跡、大野城跡を生かしたまちづくりの推進について質問をさせていただこうと思っています。

まずは、せっかく追加認定されたにもかかわらず、日本遺産フォローアップ委員会や文化庁、こちらの総括評価、そして継続審査が行われ、観光事業を中心とした地域活性化策が明記されていないことなどが指摘されている点、そして改善点などを示した後の状況及び今後の見通し、そういったものについて質問していきたいと考えております。

私の知る限りなんですけれども、日本遺産に追加認定後に宇美町が行った事業といえば、中央公民館や役場のロビーでのパネル展示は行われましたが、そのほかには何か特別なもの、特筆すべきもの、こういったものは何もされていないんじゃないかなというふうに認識しています。

三十三体石仏ラリー、こちらのほうは町制施行100周年の記念事業として行われましたけれども、日本遺産を活用した取組とまではいかないんじゃないかなと、こう認識しています。

ほかにも、各学校の総合の学習で取り組んでみてはどうかといった提案も何度もさせていただきましたし、以前は行われていたと思いますが歓迎遠足やお別れ遠足の目的地に選定して、併せて歴史学習などを行って見たらどうかといったことも何度か提案させていただきました。しかしながら、昨年6月に追加認定されて以降、コロナ禍という状況ではあったんですけれども、何か真新しいことに取り組んだ、そういった事実はなかったと、こういうふうに認識しております。

また、新たに事業を計画しているといった動きもなかなか見えてきません。情報発信についても、いつもホームページにアップしていますと言われてはいますが、確かに昨年6月19日に社会教育課の文化の欄に一度だけ日本遺産に追加認定されましたといった掲載があります。また、昨年6月25日に図書館の欄に図書の特集を設けましたという掲載があります。しかしながら、肝腎要の宇美町役場のホームページ、観光情報のページですね、こちらには日本遺産のの字も触れていないんじゃないかなと思っています。また、SNSでも1度だけでした。昨年6月19日にフェイスブックに掲載されています。しかもこれ写真も何もなく、詳しくはホームページを御覧くださいと掲載されていました。そのホームページの欄、先ほど言ったところですが、百間石垣の写真が1枚と、あとは簡単な明文が載っています——説明文が載っています。

古代日本西の都を構成する他の市町、5市2町で構成していますが、あるいは福岡県、こういったところの動きが鈍いなら、逆にそのことをチャンスに捉え、積極的な動きがあってもよいんじゃないかなと、こう私は思っております。

こうした状況を踏まえて質問に入らせていただきたいと思います。最初の質問は、日本遺産フ

フォローアップ委員会や文化庁からの指摘事項の概要、これはどういった内容でしたか。要点を簡潔にまとめて回答してください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西社会教育課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 令和3年3月に提出した、日本遺産地域活性化計画再審査に関する指摘事項の概要につきまして、簡単に説明させていただきます。

これまでどおり取り組んできた文化財保存活用、学校教育連携事業などは評価されず、民間や観光団体との連携強化による外国人観光客の増加を見据えた取組の推進を図ることなど、観光事業を中心とした地域活性化策が計画に明記されていない点を多く指摘されました。

具体的には、ビジョンが不明確で共有されていない、日本遺産を伝える取組が不十分、民間との連携や巻き込みが不足、地域を俯瞰しリードする人材が不在、外へ向けた情報発信が不足という内容でした。当初の日本遺産の趣旨であった地域の風土に根差した歴史を踏まえ、ストーリーを構築し、地域のブランド化及びアイデンティティーの再確認を促進させるというものから、インバウンド重視の観光事業への転換が進められていると考えられます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私も日本遺産に登録されて、先ほどの指摘があった点、こういったことこそ重要じゃないかなと、一番宇美町がまちづくりをやっていく上で活用すべき点じゃないかなと、こういったことは非常に感じていたわけなんです。

そこで、次の質問に移りますけれども、今回指摘された事項に対しまして、どのような取組が行われたんですか。いつ誰が行ったのか、その回答書の内容、簡潔に説明してください。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 今回、回答書を提出するという作業はございませんでした。実際、行ったことを紹介させていただきます。

10月26日に行われました審査委員会の現地調査での指摘事項も踏まえて、日本遺産活性化協議会で協議を行い、地域活性化計画の修正版を作成いたしました。その後、11月4日に表決を行い、11月5日に指摘事項を受け、修正した新たな日本遺産地域活性化計画を文化庁へ提出しております。これは特に求められたものではなくて、これは提出を、回答書ではなくて、こういう計画書の見直しを求められたものです。なお、この計画の提出に関しましては、日本遺産活性化協議会の名前で提出しており、取りまとめ等の事務局は福岡県教育庁文化財保護課となっております。

また、指摘事項を受けました観光面強化として、協議会の構成メンバーに新たに太宰府天満宮と株式会社太宰府Co-Creation、HOTEL CULTA太宰府を加え、現在は筑紫

野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、宇美町、佐賀県基山町、福岡県観光連盟、筑紫野市観光協会、太宰府観光協会、基山町観光協会、大野城市にぎわいづくり協議会、九州旅客鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、株式会社太宰府C o — C r e a t i o n、太宰府天満宮、県文化振興課、県観光政策課、九州歴史資料館、県文化財保護課となっております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それでですね、10月にフォローアップ委員会、現地調査されて、指摘事項が示されて、その後、修正案等が出されたんですか、出されていないんですか。その最終的な結果はどうなっているんですか。そのあたりが、前回の厚生文教常任委員会でも報告されるものだろうと、楽しみにというか期待しながら待っていたんですけど、何の結果も報告されませんでしたので、最終的にどうなっているんですか。現状をお聞かせください、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 最終的な結果公表につきましては、12月末から年明けとの連絡を、事務局である県の文化財保護課を通じて受けているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今後行われるということで、一番気になるのは、このまま明確な施策が実施されなければ、せっかく日本遺産に追加認定されたにもかかわらず、認定取消しということもあるかもしれない。そういったことが現実味を帯びてくるんじゃないかなということを非常に懸念しています。今後の見通しとして、一応回答はされたと思いますけれども、本当に解除できるのかどうか、その見通しも含めて、解除取消しに向けて誰がいつどのように動いていくんですか。そこを明確に示していただきたいと思っていますけど、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 先ほど申し上げましたとおり、日本遺産活性化協議会メンバーで協議を重ねて、文化庁へ新たな日本遺産地域活性化計画を提出いたしました。提出後は協議会の事務局である県文化財保護課を通じて、随時、文化庁と連絡を取り合い、文化庁から計画の内容について尋ねられた際は、協議会の意向について伝えながら動いているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、認定しっかり引き継げるようにやっていただきたいと、願っているわけなんです。

そこで、じゃあいろいろ先ほどいわれました、いろんな構成メンバーのことも。宇美町が、やっぱり宇美町として何か動きというものを示していかなければいけないと。ただついていだけじゃ、ひっついていだけじゃ物足りたいなという気がしているんですけど。せっかく認定されました、じゃあ宇美町でどう取り組んでいくのかというのが必要だと思っています。

昨年、追加認定されて、6月以降、コロナ禍ではありましたが、コロナが終息した場合も踏まえて、何か計画されていた事業であったり、予算計上されていたことというのはあるんですか。当初のお話では、町は情報発信、各種講座、学校教育との連携などの独自事業を企画していくと、これ明言されているんです。きちんと言っているんです。どのような独自事業を企画していたのか回答してください。特に情報発信のところは、どんなことを企画されていたんですか。先ほど私、触れましたけど、とてもじゃないけど、やったっちゃあれ言えないです。ぜひ、そのあたりも回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） やったっちゃ言えないというのは、ちょっとどうかと思いますが、町の独自事業を紹介させていただきます。

町の事業といたしましては、宇美町立中央公民館講座、ここで「新修宇美町誌をじっくり深読み」こういう講座や……（発言する者あり）はい、じっくり深読みです。こういう講座や地域の出前講座で日本遺産について講座を行う予定としておりました。また、平成23年度から宇美小学校総合的な学習の時間で「宇美小歴史クラブ」と題し、学芸員が年10回程度授業を行っておるわけですが、この中でも大野城跡の学習を取り込む計画をしておりました。しかしながら、先ほど言われたようにコロナ禍においてできなかったというのが実情でございます。

しかしながら、緊急事態宣言の解除後、8月2日に宇美町新規採用教職員、学校の先生ですね、教職員の教育文化財研修会、また10月25日に宇美中学校1年生全員、177名の出前授業、11月26日に宇美小中学校PTA連合協議会役員・会員合同研修会など、教育分野において、日本遺産に関する講座を開催しております。

また、先ほど申しました中央公民館の「新修宇美町誌をじっくり深読み」これは時期をずらしまして、年明け2月に開催する予定としておりますので、ぜひお越しくください。情報発信といたしましては、広報誌裏面に宇美町歴史探検というコーナーを設けております。そこに連載しておるんですが、連載計画では今の新修宇美町誌の紹介を終えた後に、日本遺産について執筆するところとしており、令和4年1月から掲載の予定としております。

このほか、もう長く掲示しておるので皆様も御存じかと思いますが、宇美庁舎の手前に岩堀工務店さんからいただきました——寄附いただきました日本遺産PRの懸垂幕を掲示しております。また、そのほか職員、これは社会教育課の職員になりますが、日本遺産のバッチもいただいておりますので、こういうのをつけて出張の際とか、そういう出向く際にはつけておるようなところではあります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) そういったことをやられたなら、ぜひ委員会等で報告していただけると私たちもすごくありがたいんですけども、なかなか報告されないんで、今分かりましたけど。

ただ、肝腎要のところをちょっと言わせてもらいますけど、例えば役場職員、今、新人職員は全部町外から雇ってますよ、2年連続で。そういった方々は宇美町、歴史のこと知ってるの、四王寺山のこと知ってるんですか、大野城跡のこと知ってるんですか、何か町で企画しようとした時にそういった歴史を知らないとなんの発想も湧いてこないんです。役場職員に対するレクチャーであったり、そういったことをきちんとやってほしいのと、あと肝腎要、観光案内ボランティアの育成とか何も企画してなかったんですか。

また、SNSの情報発信、私もSNSは一生懸命やってるんですけど、役場の100倍ぐらいやってますよ。ぜひSNSでもやっていただきたいのと、あと、宇美町の観光のホームページです、ホームページの観光のページ、こういったところもリニューアルするぐらいのことをやっていただいたほうがいいんじゃないでしょうかねと、こういうふうに思っております。ぜひ取り組んでいただけたらなと思ってますけれども。

今後、再三再四言っている情報発信の強化っていうところの推進、また、観光案内ボランティアの講座についても、また学校教育課、学校教育課は何かちょっとやられたみたいですけど、総合の学習でもやられたということ聞きましたが、今後、3月の定例会、選挙の後ですね、またその後の臨時会が予定されてると思います。3月は骨格予算、その後が本予算になると思いますが、その事業、そういったところで明らかになってくると思うんですけど、新年度以降に取り組まれる事業について、もう大体計画あるでしょう。予算計上の準備もされてると思います。現段階で結構です、どんなことに重点的に取り組んでいこうとするのか、ぜひ回答してください。

○議長(古賀ひろ子君) 飯西課長。

○社会教育課長(飯西美咲君) 新たな日本遺産地域活性化計画においても、文化財や郷土を愛する気持ちにあふれた地域を実現するため、地域のリーダーとなる人材の育成や次世代への啓発普及の推進を明記しております。(発言する者あり) はい。

宇美町においても、まずこのような人材育成に関する事業を実施したいと考えています。

現段階では企画中ですので、ちょっとぼやんとしたものになるかと思いますが、紹介させていただきます。名称もまだ仮の段階ですが、例えばこういうことを考えてます。日本遺産宇美町歴史コーディネーターをまず認定し、(発言する者あり) はい。このコーディネーターによる日本遺産宇美町歴史ガイド養成講座を開設しようと計画しております。

また、学校教育課との連携につきましては、先ほど答弁させていただきました講座等も継続するとともに、コロナ禍のため実施できなかった小学校総合的な学習の時間における授業など、ぜひここは再開したいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ積極的な取組を期待してるところです。決まりましたらぜひ委員会等でも報告されること、これが必要になってくると思いますけれども。

さて、観光面、なかなか観光面のこと言われなかったんでね、今ですね、その辺で町独自の展開も必要になってくるんじゃないかなと思います。

宇美町には、国の重要文化財、国の重要文化財ですね、ほかに多分ないと思いますけれども、指定されているすごいお宝があります。それは四王寺山、そして毘沙門天ですね、毘沙門天の下に経塚群があるんです。ここから出土した通称四王寺モデルあるいは四王寺ブランドと言われている経筒、そして奇跡的に無傷で残っていた経典、これは本当にありがたいお経の巻物です。また、全国でも大変珍しい滑石、これは滑石で作った仏像などですけれども、これらのお宝、何と今から900年前です、平安時代の物です。どれも国の重要文化財に指定されているだけあって大変すばらしいお宝だと思っています。新刊の宇美町誌に詳しく載ってますので、ここにおられる皆さんもぜひ御確認いただけたらと思っています。

そのお宝ですけれども、私じかに見てきました。小郡市にある九州歴史資料館、ここに厳重に保管されてます。常設展示はされてないんですけども、また暗い収蔵庫にふだんは人目に触れることなく、これ多分死蔵って言うんでしょうね、死蔵されてる、ずっと暗い所に置かれたままです。

私の口から詳しく説明するのは難しいので、これら国の重要文化財に指定されるお宝の価値をこいつまんで説明していただけたらと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 私も議員同様、私の口から細かく説明することは難しいので、学芸員である松尾係長に説明させます。

○議長（古賀ひろ子君） 松尾係長。

○社会教育課社会教育係長（松尾尚哉君） 失礼いたします。私のほうから説明させていただきます。

この文化財は、筑前国四王寺趾経塚群出土品としまして国の重要文化財に指定されております。そもそも経塚というものは、仏教の経典を埋納するものでありまして、平安時代の後期頃、末法思想というものがはやりまして、それに基づきまして人々が地中に経典を埋めようというものが始まりました。これに伴う埋納遺構でございます。もともとは弥勒菩薩さんが地上に降り立って人々を救うために埋めた経典だったんですけども、それが次第に先祖の追善供養であったり一族繁栄というものに移り変わったというように考えられております。

この四王寺趾経塚群出土品でございますけれども、昭和2年と昭和7年に発見されておりました、滑石製の石造如来立像をはじめ銅製経筒、陶製経筒等が出土しております。そのうち銅製経筒の1つに元永2年、西暦で言いますと1119年銘が刻まれていることが分かっておりますので、およそ平安時代後期頃に築造された、造られたということが考えられてます。

経筒自体が珍しいものでございますし、一括で出土したということから価値が高く、これが重要文化財に指定されている理由であると考えられます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 説明ありがとうございます。よく分かります。

このお宝を宇美町で見ることができれば、特に宇美町、町立の歴史民俗資料館で現物を見ることができるとなれば集客面でも大いに期待できる、観光面の飛躍、そういったところにもつながってくるんじゃないかなと思ってます。

現在の宇美町立歴史民俗資料館には、はっきり言って人を呼べる目玉っていうような収蔵品がないとは言いません、少ないと思います。全国で唯一のものと言われているトンボ型鞆金具ですね、「トンボのふみちゃん」のモデルになった鞆金具ですけども、これも宇美町の指定文化財でありますけど、なかなかこれを見に来ようっていうそういう人も少ないんじゃないかなと思ってます。

次の質問に移りますけれども、現在説明していただいた、今説明していただいたお宝が九州歴史資料館に保管されてますが、これが宇美町立歴史民俗資料館で展示できない理由、これをちょっと説明してください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 私も調べてみて、こんなにハードルが高いとは正直思ってみませんでした。紹介させていただきます。

文化財保護法第53条において、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者が、つまり宇美八幡宮ということです。が、その主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないとあります。さらに、文化庁長官はその許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な事項を指示することができるかとあります。ここにある指示項目については、平成8年文化庁長官裁定「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」の平成30年改訂版や、平成8年文化庁長官裁定「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準」において明記されており、重要文化財の公開を行う博物館その他の施設の建物及び設備が次に挙げる要項を満たし、文化財の保存または公開のために必要な措置が論じられることをうたっています。

1つ目は、建物が耐火耐震構造であること。2つ目が、建物の内部構造が展示保存及び管理に用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。3つ目が、温度相対湿度及び照度について、文化財の適切な保存環境を維持することができること。4つ目が、防火及び防犯のための設備が適切に配置されていることなどが主なものです。

さらに、ハード面だけではなく人的配置についても明記されていました。専任の学芸員、この場合は教育委員会事務局の兼任ではなく、資料館に配置する専任の学芸員を1名以上配置することというのをうたわれております。

現在、歴史民俗資料館では、残念ながらハード面においては、このような設備は整っておらず、さらにソフト面においても、学芸員は教育委員会事務局との兼務でございますので専任配置とはなっておりません。展示保存できる要件を満たしていないというのが現状です。

また、文化庁は、先月行われた直近の文化財に関する事務説明会において、さらにハードルが上げられました。重要文化財を公開しようとする施設が新築・改築等を行い、先ほど申し上げた条件を満たしたとしても、初回の公開は躯体のコンクリート打設後2夏経過、2つの夏を越さない——コンクリートを打って2回夏を越さないというものを示してきております。すごく公開というのはハードルが高いという状況を今回確認させていただいたところでは

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） まあ難しいと言いながらも、耐火・耐震っていうのは当たり前のことでございますし、学芸員配置してないことのほうが何なのっていうふうな感じもします。はっきり言って資料館に学芸員を置くというのは当然当たり前の話だと私は思うんですけども。

2夏っていうのは——2つの夏を越すというのは公開時期が遅れるかもしれませんが、クリアしようと思えばできないことはない、私今聞いてて感じました。課長は高いなって言われましたけど、これは当たり前のことじゃないかなというふうに感じましたけれども。これらの宇美町のお宝、歴史民俗資料館に展示することは多くの町民の願いでもあると思ってます。じゃあ、ここはいいです。

当然それらのことをやろうと思ったら資金が必要になりますが、じゃあ実際どれぐらいの資金が必要になるか、また併せて国の補助金とか起債も含めまして、日本遺産からの何か支援とかないのかなと、その辺考えてあると思います。回答してください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 先ほどもろもろの条件を説明させていただいて、大したことないなということ言われましたが、実際に試算をしてみました、今回。

まず、一番重要なケースが一番重要かなと思うんですけど、温度、湿度が管理できる収納庫、

展示の際も同様の展示ケースが必要となりますので、今回の重要文化財を展示するには展示用のケースが3面、3面ケース、3面が4台ほど要るんじゃないかなど。それと5面ケース、5面です、5面と、上も下も横もあるケースが1台必要ではないかと考えております。費用としましては、運搬費・設置費込みで約4,780万と積算しております。

次に、収蔵庫ですが、2時間耐火扉設置、それに落下防止バーなど地震対策オプションをつけた収納棚を設置した場合で約4,724万と積算しております。

あと、費用面についての補助金等ということで、よろしいですか、続けていいですか（発言する者あり）はい。ということですので、先ほどのことをいろいろ考えると、人的なこととかランニングコストのことは別にしましても、文化庁は重要文化財を展示する施設の改修については文化財を搬入する経路、入り口と観客者ですね、来館者の見学するルートは動線は別にしなさいと言ってるんですよ。そういうことを考えると今の資料館を改修するっていうことでは難しいんじゃないだろうかっていうことで、新築のことも考えてみました。はい。県内で重要文化財を保管している所の近隣というか、近年建てられた所を調べてみると、平成27年に開館、平成27年に開館した八女市の岩戸山歴史文化交流館いわいの郷っていうところがございます。ここは総事業費が8億7,410万9,000円、補助金等は都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）、それと国の緊急経済対策地域の元気臨時交付金、そして大きなところが過疎債を活用されていきました。

また、お隣の大野城市、ちょっと規模は大きいかと思いますが、大野城市は平成30年に開館した大野城心のふるさと館、ここは建設関係費の合計が22億6,964万7,000円ということで、補助金等は国の交付金、社会資本整備総合交付金、それと地方債、交付税措置が20%ある公共事業等債、それと大野城出身者からの多額な寄附金、平成の石垣づくり共働プロジェクト、それと公共施設整備基金、こういうのを活用されていることが分かりました。

それ以外に何か使えるものとはということで、文化財のほうで探してみたんですけども、文化庁管轄の国庫補助として、重要文化財修理・防災・公開活用事業国庫補助金というのがありました。この目的としては、保存のための必要な物の新調、修繕工事や免震装置工事、設置工事など部分的なものであり、県に尋ねてみたところ、文化庁の採択が取れるかどうかは具体的な計画設計書等が出来上がってからのスタートになりますということで、そういう見解をいただいております。また、全てのメニューが採択されるということではなく、補助メニューを活用している自治体は県下にはないということでした。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私、建替えということはないと思います。はっきり言って。いろいろ

できない理由っていうのを並べるのはお得意かなと思いますけれども、やはりどうしたらやれるのかですね。ケースとかそういったこと、あるいは耐火とか耐震というのはもう当然、文化財を収蔵する、国の特別文化財、重要文化財じゃなくても、これは当然やっとなきゃいけないものであると思ってるんですけども。

最初のほうの説明聞いてると、そこまで5億も10億もかかるかなと思ったら全然そんなこともなさそうなので、ぜひ今後の提案を検討してみたいんですけども。

展示ケースの設置、あるいは若干の改修工事に必要な費用を宇美町ふるさと応援寄附金ですね、ふるさと納税、こういった寄附項目にきちんと加える、あるいはガバメントクラウドファンディング等行っていく、そういったこと、先ほど寄附のこと言われましたので、そういったことをうまく活用するということを提案していきたいんですけども、どうですかお考え。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 先日も補正予算の時に話しさせていただきましたが、資金の調達については、こういうガバメントクラウドファンディングというのは1つの有効な手段だと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、それとあと1点聞きたいのが、寄附の使い道なんです。当然先ほど言われましたように何年かかかるんです、取り組んだとしても。毎年毎年で、この寄附金、一般会計の中に全部繰入れられて残ってるっていうことはないんです。やはりきちんと基金を設けてやっていかないと、こういった事業には使えないと私思ってます。ぜひその辺り、基金のことで、どのようにこれから取り組んでいこうと考えてありますか、ぜひそこも併せて回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 現時点では基金について、担当課がどうするこうするというのは正直考えておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 原田さんに聞いたほうがいいのか、その辺は。ぜひ基金のことどのように、必要なですよ、どうしても基金に積んでいくっていうのが。社会教育課は検討すると言いながら基金のことは考えてません、そういう回答されましたけどどうなんですか、ぜひその辺り回答していただけないか。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 財政課のほうから回答させていただきますけども、これまでも議員の

ほうから基金化ということで御質問があつておりました。それで現段階におきまして当然基金化することは可能ということで以前も回答させていただきましたけども、基本的には現段階では一般財源という取扱いをさせていただいております。

というのは、やはり今財政的にも扶助費の増大あるいは公共施設の問題、それと災害に対しての——すいません、災害に対しての備え、そういったこともございますので、現段階においては一般財源の取扱いをさせていただきたいと、財政課のほうはそういうふうと考えてるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今後のこと言ってるんですよ。今後こういったものを社会教育課長は活用し検討したいと言われました。そのためにはやはり基金化していくことが必要じゃないですかと、今後ですよ、大事なものは。今後どのように考えてあるんですか、検討していくんですか、しないんですか、そこを回答してください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 中西課長。

○財政課長（中西敏光君） 先ほども回答させていただいたのが今の財政課の考えでございます。ただ、今、昨年度については、ふるさと寄附金のほうも金額的には多くなってきております。ただ、今年度も同じ推移をしておるような状況ではございますけども、そういったことも踏まえて、先ほど私が回答したことも踏まえまして、今後どうしていくかについてはやはり担当課のほうとの協議も必要になってくるし、そういった運用をどうしていくかということもありますので、調査研究はさせていただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 同じく大事な——ぜひ検討してください、お願いします。大事な資産が宇美町にはあったと。竹亭についてちょっとお尋ねしたいと思っております。

竹亭、平成22年に台風で倒壊してしまいましたけれども、その時の建築資材、全部じゃないでしょうけれども、大切に保管されていると聞いています。竹亭について、その価値、保管状況をかいつまんで簡単に結構です、説明してください。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 竹亭についてもとても価値のあるということですので、学芸員の松尾係長に説明させます。

○議長（古賀ひろ子君） 松尾係長。

○社会教育課社会教育係長（松尾尚哉君） 失礼いたします。私のほうから説明させていただきます。

竹亭につきましては、小林酒造三代目の当主です、小林虎太さんが、江戸後期、天保年間

1830年代に建築された茶室です。もともとは小林虎太の隠居するためのお部屋だったんですけども、その建物でございます。明治政府で初代の太政大臣を務めた三条実美公をはじめ五卿が訪れた場所というふうに言われております。

町指定文化財となっておりますが、平成22年の台風によりまして倒壊して、その後、町指定を解除ということになっております。その際、解除された時に町指定でしたので建築部材の記録保存を行うために発掘調査を実施し、建築部材は一部を保管しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この竹亭についてもぜひ再建をという声が多くの方から聞こえてまいります。崩壊した時の材料というのも保管されてますし、全部が使えるってわけじゃないんでしょうけれども、そういった再建、もし計画とかに上げているのならば、そういったものにも先ほど言ったふるさと納税の寄附金を使ったり、あるいはガバメントクラウドファンディングとか資金調達というのも多くの方々に呼びかければ、幕末ブームというのもありますんで、宇美町の宣伝にもつながって集客にもつながってくると、こう思うんですけど、お考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 竹亭の再建につきましても先ほどもからも申し上げておりますが、ガバメントクラウドファンディング等は1つの有効な手段であると考えてます。

先ほど松尾係長からも説明させてもらったんですが、町指定をさせていただいて、その後崩壊して、所有者からの、所有者の意向により解除してほしいという意向があって解除している経緯があります。そういうことを考えますと再建するっていうのはデリケートな部分もあるのかなということを感じております。それと、これは文化財的な価値から申し上げますと、もう価値はないという判断をされているものでございます。

いずれにしても、再建するとしても場所や利用目的、また、管理方法等を決定して、それから有効なガバメントクラウドファンディング等の有効な活用を検討するべきかなと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ御検討はされていいと思います。ぜひいろんな考え方、意見っていうのも聞いていただいて、前向きに御検討いただければと思っております。

あと最後に、この項では宇美八幡宮の追加認定、日本遺産の追加認定ができないのか。特にやはり観光面での史跡ということで年間80万人が訪れる宇美八幡宮、これを有効活用するべきじゃろうと思っております。

太宰府市に至りますと宝満宮竈門神社という神社がありますけれども、こちらは認定されてるんですよ。直接、東アジアとの交流拠点、竈門神社がどのように関連してるかっていうのは分か

りませんが、竈門神社が認定されてるのなら、もう宇美八幡宮はぜひ追加認定もできるんじゃないかと。だから、そういった動きが今回の観光面での指摘に対して何かできたらよかったかなと思ってるんですけど、そういったことを視野に入れて取り組むことはできないでしょうか。これぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますけど。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 日本遺産「西の都」構成文化財については、シリアル化された際に当初、太宰府市が認定された日本遺産の構成文化財の歴史的関連に基づき認定されたため、残念ながら宇美八幡宮は構成文化財に認定されてはおりません。

しかしながら、国指定の天然記念物など多くの文化財を有する宇美八幡宮ですので、宇美町の歴史文化を語る上で欠かせない神社だと考えています。日本遺産「西の都」の構成文化財には認定されていませんが、今回、文化庁へ提出した新たな地域活性化計画において、構成文化財と一体的に地域活性化を図る歴史文化に係る施設ということで宇美八幡宮を明記することとしました。

したがって、日本遺産による活性化事業については、宇美八幡宮もその中に取り組みまれています。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） スタートはそこで結構だと思います。今後ぜひ追加認定っていうことも視野に入れて全町的な働きかけを行うとか、そういったことに取り組んでいただくと、将来、日本遺産の本当の認定というのも勝ち取ることができるかもしれませんので、ぜひ今後大きな課題として検討していただければと思ってます。引き続きいいですか。

○議長（古賀ひろ子君） いいえ。ただいまから13時30分まで休憩に入ります。

12時24分休憩

.....
13時30分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続けて、どうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 2つ目の質問は、「学校現場への人的支援の強化を『不登校問題の改善に向けてどう取り組むのか』」と題し、宇美町の不登校問題を中心に質問しますので、どうぞよろしく願いいたします。

宇美町の学校教育推進協議会に厚生文教常任委員会もリモート参加させていただき、学校現場等の課題、これを把握することができました。どの学校でも、特に不登校問題を大きな課題とし

て掲げていました。

また、福岡県の小学校の教員の採用倍率がここ数年1.2倍程度推移しており、小中学校ともに、教育現場の疲弊と教員の資質の維持が大きな課題となっています。学校教育推進協議会でも触れられていましたけれども、20代の若手教員が学校現場の半数を占めており、年配の教員が多く、中間の年代が少なくなっているということも大きな問題として上げられていました。

ほかにも、都市圏の学力、大半の自治体で県平均や全国平均を上回っていますけれども、これに対し、宇美町は3年前まで県や全国平均を大きく下回っていたと思っています。校舎の改築やトイレの改修工事も着実に進むと同時に、エアコンの整備、またICT教育環境の整備につきましても、他の自治体に比べていち早く取り組んでこられました。ほかにも理由はあると思いますけれども、教育環境の改善に取り組んだ結果、宇美町立学校の学力は向上してきており、県平均まであと一步のところに来ております。

これらの課題を踏まえまして、学校現場への人的支援をさらに強化するとともに、不登校問題に対して、学校現場だけではなく、町全体として取り組む必要があると、こう考えております。

質問に入りますけれども、最初の質問は、宇美町の不登校の実態、また、コロナ禍が不登校に与える影響についてお尋ねします。不登校の実態についてはどのような子どものことを「不登校」と定義づけているのか、また直近3年間の推移につきましても回答いただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） それでは、まず不登校の定義ですが、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあり、年間ですね、年間30日以上欠席した者で、病気などの理由による者を除いたもの」というふうになっております。

それから、直近3年間の推移ですが、学校側からは月例報告として毎月、報告を上げてもらっております。

補足をおきますが、先ほど申しましたとおり、この不登校の調査は累計の調査となっておりますので、例えば、4月・5月、2か月お休みをした方は、30日を超すので、これ「1」とカウントするんですけども、例えば6月から復帰しましたという子も、6月以降の調査の中には「1」としてカウントされております。

それで、10月時点での報告の数ですけども、まず小学生が32名、昨年度、令和2年度が31名、令和元年度が27名でした。中学生においては、今年度が64名、令和2年度が47名、元年度が52名となっております。3年前との比較では、小学生が5名増、中学生は12名増というふうになっております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 分かりました。

不登校対策として、これまで学校現場、そして宇美町教育委員会としてどのような対策を行ってきたのかについて回答を求めたいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 不登校対策の基本は、御存じのとおり、学校の先生が一人一人の児童生徒及びその保護者に連絡を取り、安否確認はもちろんですが、児童生徒の状況を確認し、個別対応を行っているところです。

個別対応の内容につきましては、家庭に事情がある場合や本人に事情がある、また、いろいろな原因がありますので、その原因によってそれぞれの対応を行っているところです。

また、学校では、学年単位それから学校単位での不登校対策協議を行い、担任の先生が独りで抱え込まないよう、複数の先生での情報共有と対応を図っております。

教育委員会としましては、本年度から、元養護教諭の先生を指導主事として勤務いただいておりますので、各学校で行われる不登校対策協議に参加をさせています。こういった対応がいいのかとか、そういったアドバイスを رفتり、ケースによってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへのつなぎを行い、支援を行っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 先ほどの対策に対して、成果というものは出ているんでしょうか。今さっきの報告によると、増加しているということなんですけど、その成果についてお伺いします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 数的には少ないと思いますが、個別対応によって学校に出てこられるようになった子どもたちというのが実際にいますので、少なからず成果は出ておるものと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 次に、働く婦人の家にある「くすのき教室」の活動実態についてですけれども、どのような資格を持った方が何人で対応されているのか、また雇用形態はどうなっているのか、何人の児童生徒が週に何回通っているのか、不登校に定義づけられた子どもの何割ぐらいが通っているのかなど、できましたら詳細にお答え頂けたらと思っています。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） くすのき教室の指導員ですけども、専任指導員が1名、協力指導員が3名の4名で運営をしております。

資格については、教員免許を取得している者ということで、雇用の形態としては、専任指導員は常勤です。協力の指導員については週2日程度ということなので、通常、教室には大体2人な

いし先生の3人が対応しているということになります。

教室については、水曜日を除く週4日で、朝8時半から17時までの運営となっております。

また、通っている子どもたちですが、11月18日現在、小学生が1名、中学生が11名の合計12名が通っております。先ほど申し上げた不登校の人数に対しましては、小学生が3%、中学生が17%の子が通っているというような状況となっております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 実態として、よく分かりました。

次に、宇美町こども教育総合センターの改修というのが今後、取り組まなければならない重大な課題として横たわっております。そういった改修と併せて、不登校対策も、このセンターで行うべきだと思っておりますけれども、まだ、なかなかね、方針というのは出てこないだろうと思っておりますけれども、くすのき教室の兼ね合いも含めまして改修方針というのを、お答えできる範囲で結構です、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 宇美町こども教育総合センターの改修についてですが、これは、こどもみらい課が主となり検討を行っていく予定としております。

ただ、現在は、御存じのとおり、公共施設の再配置計画を一旦立ち止まって見直しをしているということになっておりますので、うみハピネスについても現在立ち止まっているというような状況です。そのため、検討といったその具体的な意見交換などは行っておりませんが、単純に機能の集約といった観点からすれば、くすのき教室をハピネスに移転するというような案もあるかと考えております。

検討する時期が来ましたら、いろいろな案を十分に検討し、考えていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 単にくすのき教室を移転するじゃなくて、そこに、婦人の家にあるからこそですね、行けている子どもというのもいると思っております。どのようになるかというのは、やっぱり慎重に審議しながら今後、計画を練っていく、これが大事ではないかなと思っておりますが。

私も、何度も学校現場に行かせていただいて、見学もさせていただきました。ICT教育の環境も整備され、県内でも有数の環境が整えられたと、私は思っています。ただ、環境は整備されたんですけども、果たして不登校対策にきちんと活用されているのか、ここが非常に気になっております。

何らかの理由で学校には行けないけれども家庭やくすのき教室で勉強できるという子どもたちや、あるいは教室には入れないけれども保健室や空き教室には行くことができる、そういった子どもたちもいると思います。そうした子どもに対して、パソコンを使ったり、あるいはリモート

で学習が適切に行われているのか、これははっきりいって分からないんですが、せっかく一人一人に行き渡ったパソコンです。活用できているんでしょうか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 不登校対策へのICTの活用ということですが、現在、学校で行っているのは、不登校の児童生徒にクロームブックを預けまして、教室の授業をリアルタイムで視聴をしております。授業の中では、子どもたちが考える時間に先生が教室を回ったりしますが、その回っている合間に、そのクロームブック越しにも話しかけるなど、そういった対応を行いながら授業を展開しているという状況がっております。

詳しく言いますと、小学校ではその対応をしているのが4名、中学生では9名の児童生徒が、このICTを利用して、毎時間ではありませんけれども、授業をICTで見ているというような状況です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 使われているということで、まあちょっとはほっとしたんですけど、ただ、使っている人数というのがまだまだ少ないと。

例えば、不登校の子どもたちにパソコンを使ったリモート学習をすると、やはり、さっき言ったように担任任せに、学級ごとで実施する、こういったことになっていると思います。ただ、これも非常にきつところがあるんじゃないかなと。

実施すれば、するとすればですね、学年ごとに一元化し、5校一斉に同学年に実施する。これだと小学校で最低6人で受け持つことができる。中学校でも5教科中心に行えば、3校一緒にやっていると最低5人で対応できる、こういったことも可能じゃないかなと思いますが、そういったことは検討されないんでしょうか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 小学校、中学校、それぞれでの同時対応というお話だと思いますが、現状では、同じ学年でも、各学校によって授業の進捗が違いますので、同時に対応することは今の段階では厳しいのかなと思っております。

ただし、学校間ではなくて、学校内での同時対応など、また、まとめることで先生の負担を減らすことができるというのはもうもっともですので、その方策などがあれば、検討して、学校への情報提供などを行いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） いろんな対策を考えながら、知恵を出し合いながら、やっていただければなどと思っています。

不登校の子どもに対して、どういように対応していくのがベストなのか、その答えは大変難

しいと思います。その要因も一人一人様々でありますし、対処も大変難しいと思っておりますが、そうした中で大変気になるのが、不登校の対処を学校現場任せにし過ぎではないか、非常にここが一番、私心配しているところです。

冒頭にも触れましたけど、県の小学校の教員の採用倍率、1.2倍です。こういった感じで推移していますと同時に、学校現場、20代の教員が半分を占めております。とてもじゃないですけど、不登校対策をですね、学校現場任せ、そして特に、未熟と言っては言い過ぎかもしれませんが、また大変失礼に当たるとは思いますが、経験の若い教員任せになっていること、そこになると非常に大変厳しいんじゃないかなと思っております。日頃から、教員が子どもたち一人一人に向き合う時間が取れないと言われている中で、不登校の子どもに対して、そのことに特化すれば可能かと思っておりますけれども、担任だけでやはり対処していくことは絶対に不可能ではないかなと思っております。

人的支援という面で、いろいろと行ってあります。特に、不登校対策においては、肝腎要のスクールソーシャルワーカー活用事業というも行われていまして、ただ、社会福祉士の方が1人だけ配置してあります。たった1人で町内8校の不登校、あるいは不登校の児童生徒、保護者、教師、それらの方と面談を行い、解消改善を図っているとされていますけれども、なかなか難しいんじゃないかなと。

特に学校現場の教育支援、人的支援ですね、これは10年前と比べたら、かなり増えてきている。やっぱり教育委員会の御尽力にあるだろうと思っております。しかしながら、特別支援学級の数も激増している中、教員の職務内容も高度化、そして複雑化している中においては、まだまだ学校現場への人的支援、特に不登校対策における人的支援については頼りないと私は思っています。

こうした現状を踏まえまして、学校現場へのさらなる人的支援の強化が必要であると思っております。今後の方針をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） やはり、人的支援の強化ということにおいては、必要だと感じております。しかしながら、これがまた、誰でもいいというような内容ではない。それから、勤務体系など効率的な状況を考える必要があるなど、いろいろなその検討課題があると思っております。

そういったものを考えながら、今先ほど言われたように、随分、昔に比べると人手が入っておりますので、今のところは、まずは現状維持はもうそのとおりのふうな考えで、今後のその増員等の検討については、その都度、行っていきたいというふうな考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） やはり、人を雇うってなるとお金の問題が特に重要になってくると思いま

す。

お尋ねしたいんですが、宇美町総合教育会議、これ開かれているんでしょうか。教育委員会の方針と、これを町長部局と共有する、非常に大切な会議であると認識しています。他の自治体でちょっと検索しただけで、いっぱい出てきますね。1回目と2回目の議事録、見つけたんです、宇美町のやつは。最近開催されたという報告は全く聞いてないんですけども、これについて、どのようになっているか回答してください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 総合教育会議につきましては、開催しているかと言われれば、開催しております。

ただ、所管が実はこれ総務課となっておりますので、詳細については総務課のほうから回答させたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

教育総合会議でございますが、平成27年の法改正により、地方自治体の長、すなわち宇美町でいえば町長になりますが、町長がこの教育委員会の施策等に関して協議を行うことができるということで、この会議を持つことができるようになりました。

会議の回数ですけれども、ホームページに残っていた部分については、初年度の2回分が議事録として残っていたということで、実は、その後、毎年実施をしております。令和2年、昨年です—についてはコロナ禍で対面の会議を行わないということでしたので実施しておりませんが、最終が令和元年に実施をしております。これまでの回数は計6回、実施をしております、大体、年に1回のペースで会議を行っております。

会議の内容につきましては、法改正の中で、その教育大綱を定めないといけないということになりましたので、これは当然、教育委員会と連携をしながら、町のその教育施策である骨太の方針をこの大綱の中で定めると。これは町長のほうが定めるという形になっておりますので、そのような形で今、総合計画と連動した内容で、こちらのほうも調整をしているというような形でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） これ何で報告しないんですか。委員会でもできると思いますよ。全協でもできると思いますよ。本当に大事な会議じゃないんですか。何で議事録は2回しか示してないんですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたしました。

過去の2回分が残っていたほうが、ちょっと間違いだったということでございます。（発言する者あり）はい。

というのが、以前、丸山議員が多分質問されたと思いますが、いつまでホームページにアップするのかというところをちょっと議論された中で、大体、今、必要案件については3か月で削除しております。いつからいつまでという形で、ホームページに今、日々出しておりますが、大体3か月で消していっているというのが実情です。この平成27年の最初の2回分だけが実は埋もれてしまっていて、そのまま残っていた。それ以後の分も当然、公開——これ公開しなければならないと法律の中で決まっております。会議についてはですね。（発言する者あり）はい。法律を見ていただいたら分かると思いますが、教育総合会議の議事録は公開しなければならないという形で、ホームページできちんと公開をしております。

また、常任委員会等での報告に関して、ちょっと、私もちょっと記憶が定かではありませんが、その令和2年に行ったときの報告がどうだったのかはちょっと記憶にありませんが、これまでに私も当然関わっておりましたので、何度かは報告をしていると思います。大体、報告の内容は、教育大綱の内容ですね。骨太の方針を町として定めるという内容で、その教育大綱というものを宇美町で定めておりますので、それらの方針等々についての説明等を行っている経緯があると思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 報告しなきゃいけない、開示しなきゃいけないって、何で議事録が載っていないんですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 開示していたものが、期限が来てそのまま消されたという内容になります。開示しております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私の想定した回答とは全然違うんですけど。私、報告を受けたということがね、ちゃんと、教育総合会議をこれだけやりました、どんなことを話しましたということが、きちんとやったかどうか。私、後で議事録全部見ますからね。適当なことは言わないでくださいね。

ここはまた改めて、しっかり話していきたいと思います。まさか、平成27年と28年度が載っていたのが間違いでしたという回答が来ると私は思いませんでした。後でしっかり私、調べてみますのでね。また突っ込みたいと思います。

最後に、教育長にお話をお聞きしたいなと思っています。

宇美町のキャッチフレーズ、「子どもを産み育てやすいまち宇美」ですよね。本当に宇美町は子どもの政策を一元化掲げ、ハピネスを宇美町こども教育総合センターに改めました。

ただ、このことはやっぱり手段であって、目的としては、やっぱり不登校児童が減ったとか児童虐待が減った、待機児童が減った、すすすくの利用が増えたとかですね、そういったことが改めて成果として現れてくると思います。キャッチフレーズは確かにすばらしいと思うんですけども、ただ、やっぱり、不登校対策をはじめ、そういったものがきちんと改善して初めて成果と言えると思っています。

不登校問題の改善に向けて、今後ぜひリーダーシップを発揮していただきたいと思いますが、何に、どう取り組んでいくのか。数値目標を含めて、明確な方針を教育長にはお示しいただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） 何とか、丸山議員の熱い思いにもお答えしないといけないなと思っております。学力向上と不登校問題というのは本当大きく——ほかにも様々な課題があるんですけど、本町の大きな重点課題として今取り組んでいるところです。

先ほどお示ししましたように、不登校児童生徒は増えております。もうこれに対してしっかり、何にどう取り組んでいくのかというところなんですけど、具体的な内容につきましては先ほど課長が答えたと思いますが、基本的な考えとして、教育委員会としましては、1つは今後増やさないための、不登校未然防止となる教育環境づくり、いわゆる新規出現者を増やさないということですね。

それと、2番目が、不登校児童生徒、個々に応じた支援、援助を行っています。先ほど元養護教諭を指導主事として各学校にと、これは、やっぱり不登校問題というのはもう個々に対応していく必要がありますので、その辺りの支援、援助をしっかりやっていきたいと思っています。

3点目は、不登校児童生徒がやはり自分らしくいられる場所としての環境、施設等との連携・協働の施策を行ってまいります。保健室もそうなんですけども、くすのきもそうですけども、いわゆる本当に、家庭だけではなくて、学校だけではなくて、子どもたちの居場所づくりをしっかりとつくってですね、子どもたちの復帰、学校復帰を目指していくような取組を行っていきたいと思います。

また、丸山議員の御心配の、学校現場の多忙化によって非常に教職員の負担を軽減できますようにと——負担を軽減できるようにですね、私どもしっかりと専門機関、これはさっき人的支援という御指摘があったんですけど、専門スタッフをしっかり、連携できるような環境をつくっていききたいと思っています。そのためには、やっぱり、人的支援の強化というのを私も必要だと思っています。

すみません、ちょっと長くなりましたけど、最後に2点目の数値目標についてということでお答えさせていただきます。

目標、もうこれ議員も十分に御認識いただいていると思いますけれども、目標や指標を設定するとき、数値になじむものとそうでないものがあります。学力や体力につきましては、テスト等によって何点取れた、何ポイント上がったと、教師も子どももですね、結果を共通認識して、次の数値目標を設定することができるのですが、この不登校問題になるとですね、取組方や数値の取扱いにおいて留意すると——しないといけないという現状がありますし、成果や達成を示す数値目標を設定するのが非常に難しい。もうこれも、議員、御認識いただいているんじゃないかなと思って、そこを理解していただきたいなと思っています。

しかし、あえて、あえて数値目標をお示しするならば、実はこれ国が毎年、毎年ですね、毎年度実施しております児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要を示しております。その中で、全国の児童生徒に対する不登校児童生徒の割合が、令和2年度は小学校1.00%、中学校は4.09%という調査結果が出ています。設定するに当たって目標の根拠になるのがここかなと。

ということで、宇美町では今、小学校が1.80%、中学校が7.01%ですので、まあ、全国の数値に近づけることを数値目標として、次年度以降、不登校児童生徒の児童の割合は、小学校は0.80%、中学校は2.92%減少するようにですね、継続的な支援のアクションを今後も実施したいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 教育長の熱い思いも伝わったところで、私の一般質問を終結します。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

13時57分散会
